

リライ訪問看護ステーション

運営規程

リライ訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 合同会社RELYが開設するリライ訪問看護ステーション（以下「事業所」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の看護師等が要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の看護師は、利用者の介護又は介護予防を目的として、その者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助を行う。

2 訪問看護等の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように説明を行う。

3 訪問看護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、円滑なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 リライ訪問看護ステーション
- 二 所在地 徳島県徳島市末広4丁目5番24-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（兼務）
管理者は、事業所の従業員の管理及び訪問看護等の利用の申込みに係る調整その他の管理を一元的に行う。
- 二 看護師 3名以上
看護師は、訪問看護等の提供にあたる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。また、利用者の状況、相談により、営業日以外の営業も可能な体制とする。
- 二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。また利用者の状況、相談により、営業時間以外の営業も可能な体制とする。

(訪問看護等の内容)

第6条 訪問看護等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状、障害の観察
- (2) 清拭、洗髪等による清潔の保持
- (3) 褥創の予防、処置
- (4) リハビリテーション（障害の回復、残存機能の活用）
- (5) ターミナルケア、認知症患者の看護
- (6) 療養生活や介護方法の指導
- (7) カテーテル等の管理
- (8) 食事及び排泄等日常生活の世話
- (9) その他医師の指示による診療の補助

（訪問看護等の利用料その他必要な費用の額）

第7条 訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問看護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定める額のほか、通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護等の提供に要する交通費の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次に掲げる額を徴収する。

- 一 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね2 km未満 500円
- 二 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね2 km以上 1,000円

3 死後の処置料は、5,000円とする。

4 前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、徳島県内とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 看護師等は、訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項の処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周

知徹底を図る

(2) 虐待防止のための指針の整備

(3) 従業者に対し虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(その他運営に関する重要事項)

第11条 事業者は、従業者の質的向上を図るため、次のとおり研修の機会を設け、また、業務体制の整備を行うものとする。

一 採用時研修 採用時から1箇月以内

二 継続研修 年2回

2 事業所は、すべての従業者に対し、健康診断等を定期的実施するとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努め、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。

3 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

7 サービスに関する利用者からの苦情に対して、円滑かつ迅速に対応するため、担当者の配置、改善措置、記録の整備等必要な措置を講じる。

8 事業所は、必要な記録・帳簿等を整備し、保存する。記録の保存期間は、サービス提供終了の日から5年間とする。

9 この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、合同会社RELYと事業所の管理者との協議により定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年3月1日から施行する。

この規程は、令和3年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。